

株式会社サカタのタネに対する課徴金の納付を命ずる審決について
(元詰種子の価格カルテル)

平成21年7月2日
公正取引委員会

公正取引委員会は、被審人株式会社サカタのタネ(以下「被審人」という。)に対し、平成20年1月15日、審判開始決定を行い、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、平成21年6月30日、被審人に対し、平成17年法律第35号による改正前の独占禁止法第54条の2第1項の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる審決を行った(本件平成20年(判)第2号審決書については、当委員会ホームページの「報道発表資料」及び「審決等データベース」参照。)

1 被審人の概要

事業者名	所在地	代表者
株式会社サカタのタネ	横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号	坂田 宏

2 主文

被審人は、課徴金として金3540万円を平成21年9月1日までに国庫に納付しなければならない。

3 本件の経緯

平成19年10月30日 課徴金納付命令

平成20年 1月15日 審判開始決定^(注)

3月 3日 第1回審判

平成21年 3月18日 第6回審判(審判手続終結)

5月28日 審決案送達

6月30日 課徴金の納付を命ずる審決

(注) 被審人を含む10社に対し審判開始決定がなされ、被審人ほか1社以外の8社については、現時点において審判係属中である。

4 審決の概要

後記(1)の事実及び(2)の課徴金の計算の基礎となる事実について争いが無い。^(注)

(注) 被審人は、審判手続終結までに、これらの事実を認めたものである。

(1) 課徴金に係る違反行為

被審人は、他の事業者と共同して、はくさい、キャベツ、だいこん及びかぶの交配種の種子(以下「4種類の元詰種子」という。)について、各社が販売価格を定める際の基準となる価格を毎年決定し、各社は当該価格の前年度からの変動

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

に沿って、品種ごとに販売価格を定め、取引先販売業者及び需要者に販売する旨合意することにより、公共の利益に反して、我が国における4種類の元詰種子の販売分野における競争を実質的に制限していた。

(2) 課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金額の算定

被審人が本件違反行為の実行としての事業活動を行った期間は、改正前の独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成10年10月4日から平成13年10月3日までの3年間であり、被審人のこの期間における4種類の元詰種子に係る売上額及び課徴金の額は下表のとおりである。

元詰種子の種類	売上額	課徴金の額(注)
はくさい	1億1687万2285円	116万円
キャベツ	16億3014万4677円	1630万円
だいこん	17億1848万7380円	1718万円
かぶ	7648万2402円	76万円
課徴金額合計		3540万円

(注) 各元詰種子の売上額に100分の1を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てて算出された金額